改正後

別記様式（第八条関係）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

氏名　　住所

生年月日　　職名

右は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二十五条第二項の規定により、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する事業者の事務所若しくは事業所に立ち入ることができる者であることを証する。

有効期間　　交付年月日

発行機関名

発行機関印

（用紙の寸法は、日本産業規格B8とする。）

改正前

別記様式（第八条関係）

（表）

第　　号

身分証明書

写真

氏名　　住所

生年月日　　職名

右は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律第二十五条第二項の規定により、海洋再生可能エネルギー発電設備を整備する事業者の事務所若しくは事業所に立ち入ることができる者であることを証する。

有効期間　　交付年月日

発行機関名

発行機関印

（用紙の寸法は、日本工業規格B8とする。）

附　則

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。